

印西監第92号
令和2年8月20日

請 求 人 様

印西市監査委員 小野寺 浩 一

印西市監査委員 藤 代 武 雄

印西市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により、令和2年6月25日付けで提出のあった印西市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求書の受付

令和2年6月25日

2 請求人

(省略)

3 請求の要旨

※以下、請求書のとおり原文のまま掲載（個人を特定する情報を除く）。

1. 措置に係る処分の内容

市の補助金受給団体 印西市国際交流協会への補助金の支給

2. 措置請求に係る処分があったことを知った年月日

令和2年3月19日開催の印西市議会本会議で、一市民からの陳情書の内容が明らかにされたこと、及び議会だより令和2年5月号に本件の陳情書が掲載されていること、並びに市からの支出命令書（令和元年7月18日）の日付より知ったこと

3. 審査請求の趣旨

印西市国際交流協会は、市が定めた補助金等交付規則及び国際交流協会事業補助金交付要領等定めた補助金対象事業に反して事業活動に関係ない経費を支出していたこと

4. 審査請求の理由

(1) 当協会が市へ報告している平成31年度決算及び会計監査報告には、支出項目

法律関連321, 378円、この支出先は法律相談への弁護士であること

(2) 事務所費（光熱水道代、通信運搬費など）151, 278円の支出は、国際交流協会の●●自宅が事務所費であることから、協会の費用を●●個人宅の経費に流用されていること

上記(1)～(2)の支出は、協会の事業に何ら関係ない費用の支出がされていること

(3) 印西市補助金等交付基準が定めた事項に照らし

① 会計処理が適切か ② 使途が明確か ③ 事業目的に直接関係した経費の支出か ④ 自立するまでの支援期間か ⑤ 役員報酬は補助金からでないか、など以上の指示事項から幾つか抵触すること

- (4) 当協会の事業会計報告書には、当該の法律相談費用が計上され支出が会計監査人（元市議会議員、現市議会議員）より承認されているが、地方自治法第92条の2から、及び、補助金等評価委員会の委員からの指摘事項（行政が行う事業を受ける立場と審査する立場の両方を兼務することは避けること）兼業を禁じられている市議会議員が本協会の会計監査を行ったことは、当協会の決算報告は不適法であり無効なものであること

以上の事柄は、市の補助金等交付規則第4条（交付の決定）、第18条（決定の取り消し）など、から平成31年度に支給されていた当該の補助金の返還500千円を決定するよう要請します。

5. 処分庁の教示なし

6. 証拠書類の提出

- (1) 平成31年度の決算及び会計監査報告
- (2) 令和元年7月18日付国際交流協会への支出命令書

地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求します。

※ 提出資料の本結果通知への添付は省略。

4 請求書の補正

上記の請求に対し、監査委員は請求人に対し、以下のとおり補正を求めた。

(1) 財務会計行為の特定性について

住民監査請求の対象となる事項は地方自治法第242条第1項の規定により、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られます。

請求書の「3. 審査請求書の趣旨」に記載の内容は、印西市国際交流協会（以下「本件協会」という。）に関する記載であり、市の財務会計上の行為ではありませんので、修正又は削除してください。

(2) 違法性（又は不当性）の主張について

請求書の「1. 措置に係る処分の内容」において、「市の補助金受給団体 印西市国際交流協会への補助金の支給」との記載があることから、財務会計上の行為が「公金の支出」とであると判断します。

住民監査請求においては、指定した財務会計上の行為についての違法（又は不当）である理由が必要となりますので、本件については、「平成31年度に支出した補助金500千円」の違法性（又は不当性）を指摘していただく必要があります。

しかしながら、請求書の4. 審査請求の理由に記載の（1）、（2）の指摘事項はいず

れも本件協会内部の事柄であり、市が公金を支出したことへの違法性又は不当性を主張しているものではありません。

したがって、それらが指定した財務会計上の行為の違法性又は不当性にどう繋がるのかを記載してください。

※違法、不当の別を明確に記載してください。

※違法性を主張する場合は、該当する法令名を必ず記載してください。

また、同様に請求書第4項(3)で主張する①ないし⑤のうち、具体的にどの事項が市の交付規則のどこに抵触するのかの説明を補足してください。

さらに、同(4)に記載の内容は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではないことから、削除してください。

(3) 損害の主張について

結果として、どのような損害が市に生じているのかについての記載がありませんので、損害の内容を請求書に補足してください。

(4) 項目の削除について

請求書の記載中「2. 措置請求に係る処分があったことを知った年月日」及び「5. 処分庁の教示なし」及びその内容は、本請求要件に関係がありませんので、削除してください。

5 補正書の提出（令和2年7月7日受付）

※ 以下、補正書のとおり原文のまま掲載（個人を特定する情報を除く）。

1. 財務会計行為の特定性について

請求の趣旨 (1) 国際交流協会の平成31年度決算及び会計監査報告によると、収入の部、約3,888千円 *総務部会を除く支出の部 約3,185千円 差額 約703千円である。

(2) この差額が生じている会計報告に対して、市は補助金を500千円支出する必要性がないこと

(3) 市の補助金等交付規則第14条（補助金等の確定等）の定めから、担当課の調査・審査し補助金交付に適合すると認めるときに交付を行う（一部抜粋）ことに、反して交付したこと

*総務部会の支出項目には、事務所費（●●宅の光熱水道代、通信代151千円）、法務相談（裁判の弁護士へ321千円）などは、市が定めた国際交流協会事業補助金交付要綱から補助の対象外項目、このことから事務所費及び法務相談費の支出を証明する領収書の開示を求めたが、国際交流協会から入手していないので、領収書不存在の開示決定であること

2. 違法性（又は不当性）の主張について

上記1で記述した国際交流協会の会計報告には、500千円を超える収入増が生じているにも関わらず、市が定めた補助金等交付規則第14条の職務を忠実に調査・審査など行えば、補助金を交付する必要性が生じないことであるにも関わらず、公金500千円を国際交流協会へ支出したことは、地方公務員法第32条（法令に従う義務）に反し職務不履行に基づく違法な財務行為を言わざるを得ない。

3. 損害の主張について

市に与えた損害額は、上記2で記載した500千円が損害額であること

4. 項目の削除について

本件は、一市民からの議会への陳情書から発生したことであり、その経緯を記載することは、本請求要件に関係があります。

また、処分庁である企画政策課からの本件への教示の説明が有りませんので、その事実を削除する必要性はありませんので、削除の要請には応じられません。

5. その他 住民監査請求書には、地方自治法第92条の2（議員の兼業の禁止）についての監査請求を行っていますので、監査を行ってください。

6 請求の受理

上記の住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条の所定の要件審査を行ったところ、一部の項目を除き、住民監査請求の要件を具備しているものと認め、令和2年7月10日付でこれを受理した。

なお、却下した請求及びその却下理由は以下のとおりである。

【却下した請求】

「4. 審査請求の理由」の（4）に係る部分

【却下理由】

住民監査請求は、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為及びその損害の事実を指摘するものである。そして、住民監査請求の対象は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定されている6つの財務会計上の行為のいずれかが違法又は不当な場合に限られている。

本件請求中、「4. 審査請求の理由」の（4）において、請求人は、印西市国際交流協会の平成31年度決算及び会計監査報告が元市議会議員及び現市議会議員の会計監査により行われ、承認されたことは地方自治法第92条の2の規定する市議会議員の兼業禁止に反するとともに、補助金等評価委員会委員からの「行政が行

う事業を受ける立場と審査する立場の両方を兼務することは避けること」との指摘事項にも反していることから同決算報告は不適法であり、無効であるとの趣旨を主張していますが、これは法第242条第1項に規定される6つの財務会計上の行為のいずれにも当たりません。

よって、本件請求中、「4. 審査請求の理由」の(4)については、住民監査請求の要件を満たさないものと判断し、監査を行わないこととします。

一方、これを除いた本請求主旨である「平成31年度に支出した印西市国際交流協会への補助金500千円の返還」については、要件を具備したものと認め、これを受理します。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成31年度印西市国際交流協会補助金(以下「本件補助金」という。)500,000円の支出が、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

企画財政部企画政策課を監査対象とした。

3 監査の期間

令和2年7月10日から令和2年8月19日まで

4 請求人(陳述代理人含む。)の陳述

(1) 陳述の実施及び追加の証拠の提出

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月28日に請求人の陳述の聴取を行った。

なお、請求人の陳述に先立ち、追加の証拠として、陳情書が令和2年7月28日に請求人から提出された。

※ 提出資料の本結果通知への添付は省略。

(2) 請求人(陳述代理人を含む。)の陳述の要旨

ア 本件協会のホームページから、その歴史は長く、また設立目的は多文化共生を柱に国際化の推進への寄与、外国人への相談、交流、支援などであると理解できる。

イ 本年3月の市議会に一市民から陳情書が提出された。その内容は本件協会の役員人事の解任に伴う協会と●●の独断による経営及び不正な支出を指摘するもので

- あり、市に対し、補助金500,000円の支給を中止することを求める内容となっている。
- ウ 本件協会内部の役員人事トラブルが残念ながら、内部で解決できずに協会側と役員を解任された当事者同士の裁判を通じての争いになっている。
- エ 本件協会は裁判に要した弁護士費用3カ年で約1,300,000円を協会の経費から支出していることが、本件協会が市企画政策課に提出した会計報告から判明した。
- オ 本件協会の事務所が平成28年8月より従来の事務所から●●宅に移っており、それにより平成31年度には自宅の光熱水道費及び通信費として約150,000円が協会費から支出されている。
- カ 弁護士費用及び●●宅の経費の領収書の開示請求を企画政策課に求めたが、それらは補助金の対象外であることから領収書を保持していないとされ、開示請求できなかった。
- キ 監査委員の監査、調査権限において、上記2つの項目の領収書が本件協会●●個人宛てのものなのか、本件協会宛のものなのか、明らかにしてもらいたい。
- ク 市が定める補助金等交付規則（以下「本件規則」という。）第14条には、前年度の実績を受けた時は書類の審査、調査を行い、必要な場合は説明を求めることができる」とあり、またその内容が適合すると認められる場合は、交付額を確定し、補助申請者に通知するとの規定がある。
- ケ 平成31年度の本件協会の会計報告によると、会員数は約300名、会費収入は約300,000円、団体会員は5団体で約50,000円、合計で約350,000円の会費収入が報告されている。また、支出では広報事業に約80,000円、外国人への交流・支援事業に約150,000円、合計で約230,000円の支出が補助金交付要綱から補助対象事業であると判断するが、それを超える市の補助金500,000円の支出根拠が明らかでない。
- コ 本件規則第15条には、補助事業の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、必要な措置を命じることができるとあり、同第19条では既に交付した補助金の返還を命じることができると規定されている。
- サ 市の本件協会への500,000円の支出は規則に反した違法な行政行為である。
- シ 本件協会の会計監査に就任している2名は、一人が現職の市議会議員、もう一人が前市議会議員であり、これは自治法第92条の2が規定する議員の兼職禁止に反するものである。
- ス 市が5年に1度開催する補助金等評価委員会においても市の予算、決算を審査する市議会議員が市の支給する補助団体の役員に就任することは立場上、適正でないとコメントされている。
- セ 何も知らぬまま、協会理事を解任されたことで大変なショックを受けており、以来何も手につかない状態である。
- ソ 事実無根の誹謗中傷により、ストレスで眠れず、意識を失い、入院もした。
- タ 理事解任は●●の独断で決められたことであり、私への批判は理事を辞めさせるための言いがかりである。

チ 市民の意見を反映させ、言論の自由を認め、開かれた組織でなければ市民のための団体ではなく、補助金を支給する必要性はない。

ツ 協会が弁護士費用として支出した1,350,000円は補助金と会員の会費から出されており、不当である。

5 関係職員の陳述

(1) 陳述の実施

令和2年7月28日、監査委員は、市企画政策課から陳述の聴取を行った。当該意見聴取には、自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(2) 関係職員の陳述の要旨

ア 国際交流協会事業補助金については、印西市総合計画にある、「開かれたまちを目指した国際交流・協力の充実」及び「グローバル化に対応した多文化共生社会づくりの推進」を図るための施策として、印西市国際化推進方針において、各種施策を具体化している。

イ 各施策における取り組みの主な内容として、広報事業、外国人市民の支援としての日本語教室の開催や生活相談などの実施、交流事業としての各種イベント、国際理解事業として、英語、中国語、韓国語講座を開催し、市の施策である国際交流、多文化共生社会の実現に一翼を担っている印西市国際交流協会に対し、本件規則及び本件要綱に基づき、500,000円の補助金を支出している。

ウ 本件補助金の支出に当たっては、令和元年6月21日の本件協会からの交付申請に対し、同月24日に交付決定し、7月2日に協会から概算払交付請求書が申請されたため、概算払いにて本件補助金を支出。その後、年度末に本件補助金の実績報告書及び事業報告の提出を受け、本件補助金の確定及び精算をしている。

エ 本件補助金の交付申請から精算までの手続きについては、いずれも本件規則に基づくものであり、交付手続に不備はないと考える。

オ 本件補助金500,000円の使途については、領収書等を確認し、いずれも交付要綱の定めた補助対象として認められる事業であると判断しており、その支出は適正なものとする。

6 監査対象部局の調査

監査対象部局である企画政策課に対し、監査に必要な書類の提出を求め、調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

本件請求及び陳述の内容について、関係書類等を照合するとともに調査を実施し、以下の事実を確認した。

(1) 印西市国際交流協会事業補助金交付要綱について

市は、平成20年3月26日に印西市国際交流協会事業補助金交付要綱を告示し（告示第24号。以下「本件要綱」という。）、同年4月1日から施行した。

本件要綱の趣旨ないし目的について、同要綱第1条は「市長は、市の国際化の推進を図るため、印西市国際交流協会が規約で定める事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において印西市補助金交付規則及びこの要綱に基づき補助金を交付する」と規定している。

また、本件要綱第2条別表において補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額を規定している。

(印西市国際交流協会事業補助金交付要綱【抜粋】)

(趣旨)

第1条 市長は、市の国際化の推進を図るため、印西市国際交流協会が規約で定める事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において印西市補助金交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、当該補助対象事業のうち国又は県の補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付対象となる事業については、別表に定める補助金の額から国庫補助金の額を減額するものとする。

別表（第2条）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1 広報事業	1 報償費	補助対象事業に係る補助対象経費の4分の3以内の額とし、100万円を補助金の合計の限度額とする。
2 在住外国人支援事業	2 旅費	
3 在住外国人交流事業	3 需用費（消耗品費、食糧費（交流に係る経費に限る。）及び印刷製本費）	
4 国際理解事業	4 役務費のうち通信運搬費	
5 国際交流事業	5 使用料及び賃借料	
6 国際交流関係団体との連携及び協力に関する事業	6 負担金	

(2) 補助金の交付申請、交付（支出）及び精算までの経緯

ア 補助金交付申請（以下「本件申請」という。）

本件協会は、令和元年6月21日に市に補助金等交付申請書及び交付申請に必要な書類を提出し、市はその審査を実施した上で、同年6月24日に補助対象となる経費3,820,000円に対し、500,000円を補助金として交付することを決定し、本件協会に対し、同日付補助金等交付決定通知書により通知した。

イ 交付（支出）

市は、同年7月2日付で本件協会から本件補助金について補助金等概算（前金）交付請求書の提出を受け、同日付で、補助金に係る支出命令書を起票し、同月18日に本件協会名義の口座に前記支出命令書記載の補助金500,000円を振り込んだ。

ウ 精算

本件協会は、令和2年3月31日付で市に対し本件補助金に係る補助金等実績報告書及び実績報告に必要な書類を提出した。市は、その審査を実施した上で、同日付で、本件補助金の額を500,000円と確定し、同日付補助金等確定通知書により本件協会に通知した。

これを受けて本件協会から市に対し、同日付けで補助金等概算（前金）払精算書の提出があり、同補助金の精算が完了した。

(3) 補助金の審査について

本件規則第3条及び第13条には、補助金の交付を申請しようとする者が市に対して補助金等交付申請書を提出する場合、及び実績報告書を提出する場合に添付すべき書類が規定されているところ、本件協会は市に対し、事業計画書、収支予算書及び前年度決算書を提出した。

また、同規則第4条及び第14条において、市は、補助金の交付申請及び実績報告がなされた場合は、書類の審査等により必要事項を調査する旨が規定されており、市は交付申請及び実績報告に当たって、前記規定に基づいて、提出を受けた書類の審査を行った。

なお、補助金交付申請から交付請求までの手続等に係る本件規則の規定は以下のとおりである。

(印西市補助金等交付規則【抜粋】)

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) 補助事業等の名称、目的及び内容並びに効果
- (3) 交付を受けようとする補助金等の経費所要総額、交付申請額及び交付申請額の算出の基礎
- (4) 補助事業等の経費の配分及び経費の使用法並びに補助事業等の着手及び完了予定期日

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書（前年度、補助を受けている場合に限る。）

(4) 実施設計書（工事施工等に係る場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 (略)

(補助金等の交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定め及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか等を調査し、速やかに補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 (略)

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金等の交付の申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、市長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（別記第6号様式）に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の確定等)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該補助金等の交付額を確定し、補助金等確定通知書（別記第7号様式）により当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 補助事業者等は、第14条の規定による通知を受けた場合において、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記第8号様式）

を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等概算（前金）交付請求書（別記第9号様式）に理由書を添えて市長に提出しなければならない。

3 補助事業者等は、第1項の規定により補助金等の交付を受けたときは、第13条に規定する実績報告書に補助金等概算（前金）払精算書（別記第10号様式）を添付しなければならない。

2 判断

本件請求について、監査委員は、請求人及び関係職員の主張並びに確認した事実に基づき、次のとおり判断した。

(1) 平成31年度印西市国際交流協会補助金500,000円の支出の違法性について

ア 本件協会が提出した令和2年3月31日付「補助金等実績報告書」中の「令和2年度 補助金充当一覧表（案）」（以下「一覧表案」という。）によれば、本件協会は、本件補助金を以下のとおり充当したとされている。

No.	項目	細目	決算額	補助金充当額	補助率
1	広報事業	HPメンテナンス	79,200	59,400	75.0%
2	在住外国人支援事業	事務費	203,955	151,955	14.2%
		外国人のための無料相談	36,000		
		日本語教室	831,716		
3	在住外国人支援事業	国際交流事業	71,522	53,552	74.8%
4	国際理解事業	日本紹介事業	2,513	235,093	11.1%
		異文化理解事業	24,000		
		外国料理教室	22,539		
		英語講座	1,150,840		
		中国語講座	439,200		
		韓国語講座	481,660		
		計		500,000	

上記事業は、いずれも補助対象事業に含まれており、また、一覧表案中の補助対象経費内訳に記載された項目は、いずれも本件要綱別表（第2条）中の「補助対象経費」に定める経費に該当する。

そして、補助対象事業ごとの補助率は、いずれも75%を下回っており、本件要

綱別表（第2条）中の「補助金の額」欄に記載された「4分の3以内」の要件を満たしている。

以上のとおり、本件協会による本件補助金の使途は、本件要綱の定める基準を満たしている。

また、本件要綱自体が自治法第232条の2に定める「公益上の必要」を満たしていないとする特段の事情は認められない。

したがって、本件補助金の交付及びその使途について違法性は認められない。

イ 請求人は、本件協会への補助金の支出は、本件規則第14条及び地方公務員法第32条の規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反すると主張している。

しかしながら、上記アに述べたとおり、本件協会における本件補助金の使途は、いずれも本件要綱に違反する点はなく、また、その余の手続的違法も見当たらないことからすれば、上記請求人の主張に理由はない。

ウ 次に、請求人は、本件協会が提出した補助金等実績報告書に添付された「平成31年度決算及び会計監査報告」の内容から、協会が法務相談に要した経費321,378円を支出したことを補助対象事業以外の事業に支出しているとして、本件規則及び本件要綱に違反すると主張している。

確かに、本件協会の「平成31年度決算及び会計監査報告」によれば、本件協会が「法務相談交通費等」として請求人主張の金額を支出した事実が認められる。しかしながら、本件協会が提出した一覧表案によれば、上記費用については本件補助金を充てておらず、本件協会の会費あるいは事業収入から賄ったものであることが明らかであるから、請求人の主張に理由はない。

エ また請求人は、本件協会が提出した補助金等実績報告書に添付の「平成31年度決算及び会計監査報告」の内容から、協会が水道光熱費、通信運搬費等の事務所費として支出した151,278円について、本件協会の●●宅が事務所であることから、協会費用が協会の事業に何ら関係のない●●宅の経費に流用されており、本件規則及び本件要綱に違反すると主張している。

しかしながら、上記イと同様に、本件協会は本件補助金を請求人主張の事務所費に充てた事実は認められず、請求人の主張に理由はない。

オ さらに請求人は、本件協会に500,000円以上の収入増が生じていること、あるいは本件総会の収入約3,888,000円に対し、総務部会を除く支出が約3,185,000円であって、約703,000円の差額があることから、本件補助金を支出する必要がなかったとする。

しかしながら、請求人の主張する500,000円以上の収入増が、いずれの資料を根拠とするものかは明らかでなく、また、本件協会の会計の中から総務部会分の支出を除くことを前提とする請求人の主張も、その理由が明らかでないことから、これらの主張に対する判断はしない。

カ 以上のとおり、本件補助金に係る支出について違法性は認められない。

(2) 損害の主張について

上記(1)に述べたとおり、本件の支出に違法性はなく、市の財務会計上の行為が違法であるとする請求人の主張は認められない。

3 結論

以上により、本件請求については理由がなくこれを棄却する。